

厚 生 委 員 会

平成19年12月11日（火）

厚生委員会

日 時 平成19年12月11日（火）午前10時00分開会—午前11時02分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、和田副委員長、中原、出口、谷本、辻下（文）、竹内
辻下（正）議長、鍛冶副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 反保、小川、田代

出席理事者 石田町長、平副町長、白井住民部長、入口住民部副理事兼税務課長、
谷下住民部住民生活課長、古橋住民部保険年金課長、萬谷住民部住民生活課長代理、
芦田福祉部長、古谷福祉部地域福祉課長、岸本福祉部高齢福祉課長、
大山福祉部子育て支援課長、串山保健センター所長、森下多奈川保育所長

案 件

（1）付託案件について

(午前10時00分 開会)

川端委員長 皆さん、おはようございます。

今日は、本委員会の出席、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は7名、全員出席であります。

理事者についても全員出席であります。

定足数に達しておりますので、これより厚生委員会を開催いたします。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力お願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくよう、お願いいたします。

12月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案3件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かございませんか。

(「委員長一任」の声あり)

川端委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってから、お願いいたします。

議案第99号「平成19年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いいたします。

古谷福祉部地域福祉課長 平成19年度一般会計補正予算（第3次）について、説明させていただきます。

まず、歳入ですが、府支出金としまして、社会福祉費補助金118万6,000円を増額補正するものであります。内訳としまして、重度障害者（児）医療費公費負担助成事業補助金68万3,000円を見込んでおります。これは障害者医療助成費に充当するもので、府の助成率は2分の1であります。

大山福祉部子育て支援課長 続きまして、ひとり親家庭医療費公費負担助成事業補助金としまして、50万3,000円の増額でございます。これはひとり親家庭医療費に充当するもので、大阪府の補助金を歳入するものです。補助率は2分の1となっております。

続きまして、寄附金、民生費寄附金としまして、100万7,000円の増額でございます。これはボランティアグループうきわ様から、子供さんのために使っていただきたいという児童福祉への指定寄附金でございます。

以上、当委員会付託分としまして、合計219万3,000円の増額補正を行うものでございます。

古橋住民部保険年金課長 続きまして、歳出について説明をさせていただきます。資料は2ページでございます。

まず、民生費、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金（職員給与費等）といたしまして、平成20年度から医療保険者に義務づけられました特定健診、保健指導の実施に伴う経費として、国民健康保険特別会計への繰出金127万円を計上いたしております。内容につきましては、後ほどご審議いただきます国民健康保険特別会計補正予算のところでご説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、老人医療助成費、後期高齢者医療広域連合事業費として86万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、後期高齢者医療が20年4月から実施されることに伴い、実施までに対象者の方に被保険者証を交付する必要があることから、その郵送料として77万9,000円、また、保険料の決定通知等につきましても、年度開始後、速やかに送付する必要があるございますので、事前に準備が必要となることから、これらの印刷経費8万4,000円でございます。

次に、老人医療OA経費といたしまして、400万1,000円を計上いたしております。後期高齢者医療制度の創設など、医療制度改革に伴いまして、現行の福祉医療制度を見直す必要が生じたことによる福祉医療システムの修正経費を計上いたしております。

古谷福祉部地域福祉課長 続きまして、障害者医療助成費の増額137万円であります。内訳は、審査支払手数料が3万円、障害者医療費に充てるものが134万円でございます。主な増額理由は、対象者の増加、約9%程度増加しているのが主な要因と考えております。

大山福祉部子育て支援課長 続きまして、ひとり親医療助成費の100万6,000円の増額補正するものでございます。先ほどの歳入でありましたように、大阪府の補助金を2分の1見込んでおります。増額補正の理由としまして、受診件数の増加、1件当たりの医療費補助の増加が主な要因となっております。

続きまして、児童福祉総務費としまして、100万7,000円を増額補正するものでございます。先ほどの歳入でありました指定寄附金を見込んでおります。増額理由としまして、多奈川学童利用者の減少に伴いまして、深日学童と合同保育をするため、多奈川学童利用者を深日小学校まで送迎するための車両を購入しようとするものです。内訳としまして、損害保険料3万8,000円、登録手数料4万5,000円、リサイクル処分手数

料1万3,000円、備品購入費としまして91万1,000円となっております。

以上、当委員会付託分としまして、合計951万7,000円の増額補正を行うものでございます。

川端委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さん、本件について、質疑、意見はございませんか。

中原委員 2ページの国民健康保険特別会計繰出金のことなんですけれども、これは、特定健診のことを少し触れておられましたが、こういう事業に係る人件費というふうにとらえていいのかなと、そこちょっと詳しく説明、後でいただきたいと思います。

川端委員長 中原委員、これは、また後の次の国保のところで。

中原委員 事業内容についてはそこでと思うんですけれども、本来であれば。

川端委員長 先にあれですか。

中原委員 私ようわからんのは、人件費やったら、何でここの委員会に付託ということになるのかということをお聞きしたかったので、済みません。

それから、後期高齢者医療制度にかかわる予算が、老人医療助成費というところで、2項目上がっておりますけれども、1点目の印刷製本費と役務費、それから、福祉医療システム修正委託料ということで、先ほど説明も受けましたけれども、これについては、前から一定どういう手順で、どういう手だてが必要かということはわかっておったんじゃないのかなと思うんですけれども、先ほどの説明の中では、被保険者証の郵送であるとか、決定通知の送付にかかる費用というような内容が説明されていたんですけれども、それは事前にわかっていたことではないのかなと思ひまして、今回の補正に上がってきた理由をお聞きしたいと思います。

それから、福祉医療システムの修正委託料については、ここで説明を聞いてわかるかどうかわかりませんが、どんな内容なのか、どういうシステム改修が必要なのか、改めてお聞きしたいなと思います。

それから、放課後児童健全育成事業運営費についてですが、多奈川の学童と深日の学童を合併するという説明がありましたけれども、これについてはお困りになる方が出るのではないかなという危惧があるんですけれども、そのあたりの実態について、少しお聞かせいただきたいという点と、これは、今回、寄附をいただいたお金を充当しているわけで、もし寄附がない場合は、どのように算段するつもりであったのかというあたりについて、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

川端委員長 中原委員、4点ね。そしたら、答弁をお願いします。

古橋住民部保険年金課長 まず、1点目の国民健康保険特別会計の繰出金、職員給与費等でございますが、この職員給与費等につきましては、人件費を含む一般的な国保を運営する上での事務費に対して、一般会計から繰り出しを行うものでございまして、今回、ここに計上させていただいております経費につきましては、先ほども申し上げましたが、特定健診、特定保健指導に係りますシステムの経費でございます。

それと、2点目の後期高齢者医療制度の被保険者証の発送経費等でございますが、この部分につきましては、当然、4月1日から制度が始まりますので、それ以前に、お手元に被保険者証を届けるというのはわかっておった分でございますが、その中で、広域連合の方が直接郵送するのか、市町村が郵送するのか、細部の点にまで当初段階では詰まっておりませんでした。それに伴って、今般、大体の大筋が決まっていまいりましたので、市町村の方で送付をするという形に決定をいたしましたので、今回補正を計上させていただいたものでございます。

それと、老人医療の福祉医療システムの修正でございますが、現在の福祉医療のシステムにつきましては、4月からこの条例改正でもお願いをしておりますが、新制度に対応できるようにカスタマイズ、修正をするものでございまして、現在の制度では、個人を特定する受給者番号でありますとか、保険者を特定します公費負担番号がなく、医療費の請求等につきましては、医療保険でありますとか、老人保健の公費負担番号を使用するなどで対応しておりました。しかしながら、今般、後期高齢者医療の創設に伴いまして、その保険者、いわゆる実施主体が市町村から広域連合へ移されることや、高額医療、高額介護合算制度にも新たに対応する必要が生じたことから、新制度では、老人医療の対象者の資格要件ごとに公費負担番号及び個人を特定する番号を付して管理することになります。そういうことから、修正が必要となっていまいります。

また、それに関連をいたします個人さんへの支払いシステムも、同時に修正を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

大山福祉部子育て支援課長 多奈川学童と深日学童を合同で学童保育を実施する場合に、現在利用されている利用者の保護者に、来年度、多奈川学童の利用者が少ない場合、深日学童と合同で実施したいという旨を、つい最近、指導員を通してお聞きしたところ、深日小学校と、

できることでしたら玄関先まで送迎させていただきますという前提のもとで聞きましたところ、深日と合同になっても、それでも利用しますという承諾を得ております。

また、寄附をいただかなかった場合の送迎用の車両なんですけども、リースまたはレンタカーということを考えておりました。

川端委員長 あと、中原委員が、この指定寄附がなかった場合はどうしたのかというのは。

芦田福祉部長 委員長、補足して説明。正確には、一般財源を投入して学童保育用の車両を購入する、あるいはリースでやる予定であったということであります。

川端委員長 他にございませんか。どなたもないですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なかったら、済みません、ちょっと私、1点ね、今の放課後児童健全育成事業に、そこに指定寄附されて100万7,000円が使われる、このことは、私は今のあれでわかるんですけども。ただ、歳入のところで、うきわさんから入ってきてるんですけども、これについて、住民さんの方から、いろんな不透明感と言うたらええんか、そういううわさを聞くので、本委員会の所管から、もしかしたら逸脱するかもしれないんですけども、この辺がきちっと自分も納得できなかつたら進むことができませんので、ちょっとこの辺の経過説明をお願いいたします。

石田町長 経緯につきましては、以前、全員協議会でもご説明申し上げたと思うんですけども、まず、淡輪の海水浴場、これ、私どもの方が開設するという形で開設許可をとりまして、そして、淡輪漁業組合さんに管理をお願いしているという形で運営しております。さらに、淡輪海水浴場を運営する管理組合の方から、2店の売店の委託をしておりました。これは2年契約でございますが、そのうちの1件が、今期2年目を迎えるんですけども、体調を壊されて運営できないということで、漁業組合長の方から、担当部署を通じまして、どなたか紹介してくださいという要請がございました。

それで、私の方で業者さんの方を当たっておったんですけども、そこで、ふと、以前、私が商工会の青年部をしているときに、2月に宮崎県に視察に行ったことがございます。これは、Jリーグあるいはプロ野球のキャンプの視察に行ったんですけども、そのとき、読売巨人軍のスタジアムの前の売店で、白いかっぱう着を来たご婦人方がグッズを販売している。それを遭遇いたしまして、そしてお聞きしますと、地域の母子寡婦福祉会の皆さん方が売店を運営していると。そしてまた、お隣は地域福祉協議会の方々が運営していると。それを視察いたしまして、いつかこんな方法もあったらなというのをふと思い出しま

して、それで、社会福祉協議会さんの方に、こういった経緯で売店を運営していただけないかというお話を私の方からさせていただきました。

会長の方は、いいことだと。一度検討するという形で、役員会にお持ち帰りいただいたんですけども、結果は、運営するのは難しいということで、社会福祉協議会さんとしては運営できないという結論になりました。そこで、たまたま構成会員でもございまして、民協の会長をしております藤原法子さんの方が、それでは、個人的に、私が代表となって、メンバーを集めて運営しましょうというお申し出がございまして、即たまたま泉佐野におるからということで、印鑑も持っているということで、藤原さんの名前で保健所の登録も済まされ、そしてメンバーを集めていただいて、運営したという経緯でございます。

本日、資料を若干いただいてきておりますのでご報告申し上げますと、メンバーさんは、主に9名だそうでございます。そのほか、1日だけ、あるいは2日だけという方々は多々おられたそうでございますが、主には9名でローテーションを組まれたということでございまして、7月16日から8月31日まで47日間運営をしていただきました。総売り上げは577万2,200円でございます。最高の売り上げは、8月5日のマリンフェスティバルの日が55万8,400円、次に大阪オープンの8月12日が50万1,400円だったそうでございます。最低は8月31日、最終日の2,600円、7月20日、この日は雨だったそうで1万1,700円、こういう日もあったということでございます。トータルが、先ほど申しました577万2,200円の売り上げでございます。

そこから権利金といたしまして114万円、これはプレハブの本体を建てるお金と、それから警備費用等々で、管理組合に払う権利金だそうでございますが、114万円でございます。そして、あと、売店内のガス工事、水道工事あるいはひさし等の部分の工事と、それと、あとガス代、水道代も含めた売店設備で79万9,612円。そして、あと、いろんな備品をお借りしている部分で22万円、食材の仕入れ、これが260万157円、保険代、ボランティア保険で9名分で4,500円。トータル支出合計が476万4,269円でございます。差し引きが100万7,931円、この全額をご寄附いただいたということでございます。

そのほか、これとは関係なく、工房みさきさんが、単独で、さらにここでご商売をしたということで、ここが28万8,500円、これは工房みさきさんの方の会計処理をされているということでございます。

以上でご報告を終わります。

川端委員長 ありがとうございます。

私は、細かい中身についてまでは、本委員会の所管でもないので触れていかないんですけども。ただ、町長がたこ焼き焼いてたとか、あれは町の店や、開店するに至った資金については町長が出しているとか、それこそ町の店やというところから、町の税金を使って開店資金を出しているとかというふうなうわさも流れてたように聞こえたので、そのところについては、きちっと、いえいえ、もしかしたら町長が個人的にお金を立てかえたかどうか、そこまで私は知らないけども、それについては私は何もあれやけども、あくまでも、町の税金を使って、そういうことは絶対ないですよ。もしそんなことをしたら、町の店ではないんやから、私たちにも責任があるのではということ、きちっと否定したんですけども。ただ言えることは、やはり住民さんから見て、不信を抱くような、疑惑を抱くような行動ということは、やっぱり控えていかなあかんのちがうのかなと思いますので、来年は、おそらくこういうことはないでしょうけども、その点、町長どう思われますでしょうか。

石田町長 来年は、また新たな契約ということで、今回、こういった形でボランティアの方々に運営できたという部分で、もしまたボランティアの方々に運営していただけるという団体が、またお申し出がございまして、管理組合さんの方も、その旨、ご了解いただけたら、またあるのかなという気もいたしますけども、これはあくまでも、そういったお申し出があるかどうかということでございますので、それはそのときでないとわからないと思いますけども。

ただ、不透明感というところ、いろいろうわさはあるんでしょうけども、こういったお申し出があって、そしてまた、こういった形で全額ご寄附いただけるということは、非常に我々にとってはありがたいことだと思っておりますので、その辺に関しましては、これが今回だけで終わるということもなく、もし、こういったありがたいお申し出がございましたら、また検討してもいいのではないかなと、私は思っております。

以上でございます。

川端委員長 私も、ボランティアさんの方が、独自というんか、されるということは、別に、これはいつも問題ないと思うんですけども、そこにやはり町長が、例えばたこ焼き焼きに行くとか、町長のお気持ちとしては、町長も岬町住民のボランティアの1人という気持ちで、焼きに行かれたんかもわからへんけども、やっぱり人の見る目ということも、どういうふうに映るのかということも、やっぱり私は考えていかなければいけないんじゃないかなと

思うんです。ほかの例えば教育ボランティアで送迎に立つとかと、そしたら意味が違ってくと思うんですけども。

石田町長 その辺がよく理解できないとこなんですけども。いろんな形で、私自身がボランティアさんの方々とともに行動することに関しましては、問題ないのかなという認識で、私、させていただいているんですけども。

川端委員長 それぞれ考えは違うと思いますけども、私は、ここできちっと自分の考えとして、やはり町長は、こういうことは人から見た目ということも考えていただいて、行動に気をつけていただきたいなということを私は思います。

これで私の質問というんか、意見というんか、終わらせていただきます。

そしたら、他の委員の皆さん、なかったら、以上、これをもちまして、本件についての質疑、意見を終わりたいと思います。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、次に、賛成討論はございませんか。

中原委員 今回の補正につきましては、大きく申しまして、気になる点が2点ありまして、1つは、先ほどもお聞きしました後期高齢者医療制度に伴う予算の計上についてであります。制度そのものについての結果については、これまでも再三申し上げているとおりでありますので、ここでは改めて繰り返しません。高年齢者をいじめるという大変ひどい制度であるというふうに考えておりまして、その一部の具体化であるという点については承服しかねる点もあるんですけども、この制度自体は、現在も進行していつているわけで、町独自の努力には限界もあろうかという点と、今回の町の予算の計上にもあるように、実際の町の職員の皆さんにとっては、いろんな業務内容について、振り回されているというところが実態ではないかなというふうに考えておりまして、そのあたりの皆さん方の努力も配慮いたしまして、今回はこの件については、やむを得ず賛成という態度をとりたいと考えます。

もう1点、多奈川の学童保育と深日の学童保育の合併の件については、先ほどもお答えいただきましたけれども、保護者には事前に通知をして承諾をいただいているということでありまして、丁寧な対応に心がけておられるという印象を受けました。この件については、今の時点では承諾をいただいているということでもありますけれども、今後も実際に困る方が出ないように、より一層丁寧な運用を心がけていただきたいということをご要望申

し上げて、賛成いたします。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第99号「平成19年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第99号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第100号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いいたします。

古橋住民部保険年金課長 平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）につきまして、説明をさせていただきます。

資料は3ページでございます。

補正予算の内容といたしましては、平成20年度から医療保険者に義務づけられました特定健診、特定保健指導に係る経費及び訪問指導事業に伴う補正予算となっております。

まず、歳入でございますが、国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金といたしまして、訪問指導事業に伴う特別調整交付金の決定により、91万8,000円を計上いたしております。

次に、繰入金、他会計繰入金、職員給与費等繰入金といたしまして、特定健診、特定保健指導経費に充当するため、127万円を計上いたしております。

続きまして、歳出の方を説明させていただきます。

総務費、総務管理費、国保OA経費といたしまして、127万円を計上いたしております。内容といたしましては、新たに実施することとなります特定健診、特定保健指導に係るシステム経費でございます。特定健診等のシステムにつきましては、国保連合会で構築をいたしますが、そのシステムに連携いたします端末機器等の設置は、市町村で行う必要がございます。また、その調達等につきましては、スケールメリットを生かすために、国

保連会が一括調達し、市町村に設置する方法がとられ、共同電算経費として請求される予定となっておりますことから、今回、共同電算処理委託料として計上させていただいております。

次に、保健事業費といたしまして、訪問指導に伴う特別調整交付金の決定により、看護師の訪問時間数をふやし、医療費抑制対策を充実させるため、91万8,000円を計上いたしております。

なお、当委員会付託分といたしましては、歳入歳出それぞれ218万8,000円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

それでは、本件について、質疑、意見はございませんか。

中原委員 特定健診と訪問指導の事業内容の詳細をお示してください。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋住民部保険年金課長 特定健診等のシステムにつきまして、若干説明をさせていただきたいと思います。

特定健診、特定保健指導につきまして、このシステムにつきましては、保険者が効果的・効率的に特定健診等を実施するためのシステムでございまして、健診等の実施機関、国保連合会、それと、私ども国保の保険者等のネットワークを活用して、効率的にデータを管理して、円滑的な事業の実施を図るために、国保連合会が構築する形となっております。

具体には、対象者への受診券等の作成とか、検査結果によります階層化、それと受診結果のデータ管理でございまして、統計資料の作成を行う電算処理や、医療費と同様に、健診等で発生しました費用の決済処理などを行い、保険者、私どもの事務負担の軽減を図り、効果的・効率的な事業実施を図るために構築するシステムでございます。

先ほども申しましたが、このシステムの本体については国保連合会が構築することになりますが、それらに連結をいたします市町村端末の機器につきましては、市町村が設置するという形となっております。

それと、訪問指導でございますが、今現在、訪問指導を行っておりまして、今般、特別調整交付金の決定等に伴いまして、時間数をふやすものでございますが、事業の内容につきましては、現在、看護師3名で、糖尿病等の疾病を有している方や、住民基本健診にお

ける要指導あるいは国保における重複受診あるいは多受診者等について、訪問していただき、指導や助言を行っております。

以上でございます。

中原委員 特定健診と訪問指導について、今少し説明をいただきましたが、これはまた、後で協議会でも説明いただくのかなと思います。またそこで、資料の中にいろいろと細かい中身が示されておりますので、またそこでもより把握できるのかなと思うんですけれども。

今の件につきましては、少し心配に思っていることがありまして、特定健診の事業、この事業を進めていくということで、より効果的にということをお話されましたけれども、確かに対象者を絞って、よりリスクの高い方を健診の中からピックアップして、その方に働きかけをしていくということは、非常に大事な視点かなというふうにも思いますけれども。その方にとって、ペナルティーといいますか、そのようなことが発生してくるのではないかなという心配がありまして、そのあたりについて、お考えがあればお示しいただきたいというのが1点と、それから、先ほどの訪問指導につきましては、他受診者について、訪問指導の中で働きかけを行っていくということがありましたけれども、これは必要以上の医療を受けておられるのではないかという疑いがある方のところへ訪問して、働きかけを行うという理解でいいのかどうか、お聞きしたいなと思います。その働きかけについては、医療費の抑制ということを目的にしておられるというふうにとらえていいのかどうか、その点を確認したいと思います。

それから、財政調整交付金の備考のところに、特別調整交付金というふうに書かれておりまして、今回の補正には直接かわりないんですけれども、関連して1点お聞きしたいことがありまして、特別調整交付金につきましては、以前、報道でもありましたけれども、国の方で全国の自治体に対する特別調整交付金の算定ミスがあったという報道がありましたけれども、岬町においては過不足がどの程度のものであるのか、計算ミスによって、もらべきもんがもらえてなかったということであれば、またそれはきちっと措置されるということは聞いておりますので、それは構わないんですけれども、足りない場合は、ちょっと大変だなというふうにも思いますので、岬町については、算定の誤りの額ですとか、そのあたり、つかんでおられるようでしたら、お示しいただきたいなと思います。

以上です。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋住民部保険年金課長 まず、1点目の特定健診での個人へのペナルティーでございますが、個

人さんに、例えば特定健診を受けなかった場合に、ペナルティーがかかるというようなことはございません。

それと、あと、他受診の関係でございますが、他受診だけではなく、重複、それと多受診という形で取り組んでおりまして、いわゆる医者にたくさんかかっているからというだけではなしに、同じ疾病、いわゆるレセプト上での同じ疾病で複数の病院にかかられている方を主に対象として、助言なり指導を行っている状況でございます。

それと、最後の財政調整交付金、特別調整交付金の算定誤りの問題でございますが、新聞等で報道もございましたけども、このミスの部分につきましては、精神関係の疾病の医療費が高額な団体にのみ発生するということがございまして、本町では、その発生の原因になる費用額ではございませんので、本町では、その算定ミスに係る調整額は発生いたしておりません。

当然、医療費の抑制対策ではございますが、先ほど申し上げましたように、やみくもに医者にかかっているだけという判断ではなしに、同じ病名で複数のお医者さんにかかっているということで、それに対して助言を行っているという状況でございます。

中原委員 今、お答えいただいた中で、重複ですとか他受診の方に対して、医療費抑制の目的もあるかと思いますが、この件につきまして、一言だけ意見といいますか、住民の方からよく寄せられる声をお伝えしておきたいなと思います。

非常にお元気な方からの意見ですけれども、私は医者にはかからんようにしてると、自力で治してるんやと。全体の医療費を下げることができたら、保険料も下げることができるということで、行き過ぎてるといとか、その方はかからんでもいい医者にみんなかかり過ぎてるとちがうんかというご意見をお持ちの方が、多くとは言いませんけれども、おられますので、医療費の抑制を図るという視点からも、この事業は大事にしていかなければいけない部分かなというふうに思っています。

今、同時に、重複ですとか、他受診をされているからといって、それを一面的に、一律的にすべてむだだというふうにはお考えではないようですので、そのあたりは慎重に運営をしていっていただきたいなというふうに意見を申し上げておきます。

以上です。

川端委員長 意見ということでね。

では、他の委員の皆さん。

和田副委員長 ３ページの、今、中原委員さんが言いよった訪問指導員のこの件ですが、一応病名

ちゅうんか、糖尿とか何とかという病名を言ってましたが、病名によって指導に行くところと行かないところがあるんか、その点1点と、何名ちゅうんか、何件ぐらいの指導に行くんか、その点、もう1点。今現在、岬町で何件ぐらいの指導に行く予定になっているんか、その点。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋住民部保険年金課長 まず1点、訪問指導の実績から先に答弁させていただきたいと思います。

訪問指導の実績につきましては、18年度で、実人員で698人の方に訪問をされております。そして、19年度でピックアップをしております対象者でございますが、対象者としては906人が、私どもの方でピックアップして、訪問指導の方をお願いをしているという形でございます。

それと、あと1点、病名で訪問指導を行うか行わないかということでございますが、訪問指導につきましては、主に糖尿病関係、いわゆる生活習慣病関係を中心に行っております。内容につきましては、食事改善でありますとか、運動とか、そういう部分で、自己管理で予防なり改善が図られる部分についての助言を行っているということでございます。

川端委員長 ほかの委員の皆さん、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、なければ本件に対する質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論はないようですので、終わります。

続いて、採決を行います。

議案第100号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第100号は、本委員会において可決されました。

議案第121号「岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明をお願いいたします。

古橋住民部保険年金課長 それでは、説明をさせていただきます。

老人医療費の助成に関する条例等の一部改正の資料につきましては、4ページからとなっておりますが、概要版としまして、14ページで説明をさせていただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、後期高齢者医療制度の創設等に伴いまして、現行の老人医療等の福祉制度の見直しを図るものでございまして、現行条例と一部負担金等の相当額助成要綱の2つの制度で実施しております現行制度を一元化をして、わかりやすい制度にして、明確化を図るものでございます。

14ページの資料につきましては、平成20年4月1日を境に、老人医療制度がどのようになるのかを取りまとめたものでございます。まず、1点目の附則で定めております経過措置者につきましては、引き続き対象者と附則で明記しておりますので、現行と変更はございません。

次に、一部負担金助成対象者につきましては、現行の資格要件として、65歳以上で、障害等5つの項目の1つに該当する方が対象となっておりまして、また、自己負担額も1日500円、月2日程度、月2,500円を限度という形になっております。この対象要件及び自己負担額につきましては、4月以降も変更はございません。

また、その下の左側の現行の図でございしますが、老人医療の条例と一部負担金相当額助成要綱の2つの制度で運用されていることを示しておりますが、4月1日の移行につきましては、本改正条例によりまして、2つの制度が一元化されることにより、右側の改正の図のように、改正後の条例ですべて実施されることとなります。

なお、この条例改正で、対象者または助成の範囲等につきましては現行と変更がなく、対象者に新たな負担が生じるものではないことをご理解いただきまして、説明を終わらせていただきます。

川端委員長 ありがとうございます。

それでは、本件についての質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員 今ご説明いただいた資料の14ページ、13ページにも書かれておりますけれども、ちょっと簡単なことでお聞きしたいと思います。

一部負担金助成対象者、一般の世帯ということで、自己負担金、1日につき500円ということで、その後の説明で、月2日程度というふうにあるんですけども、程度というのは、どれぐらいの幅があるものなのか、ちょっとよくわかりませんので、そのあたりに

ついでにお示しいただきたいと思います。

それから、同じ14ページの下の方で、年齢ごとに、現行と改正後でどういふ変更が生じるかというグラフというんか、そういうのが示されておるわけですが、真ん中の70から74歳、前期高齢者というふうに名前がつけられておりますけれども、これの改正後のところなんですけれども、医療保険9割から医療保険8割に変わると。括弧して、1年間の負担増の凍結9割というふうに書かれておまして、これはもう決定というふうに、1年間の措置については、凍結については決定というふうにとらえていいのか。いろんな報道などを見てましても、きちんと確認できない点でありまして、私自身ね。政府の中で、与党間でこれは確認したということは報じられているんですけども、これは決定ということで、住民さんに聞かれた場合に、これは決まったんですというふうにお伝えしていいもんなのかどうなのかということがわからないので、その点について説明いただきたいと思います。

それから、新旧対照表をいただいております、新旧対照表の方が比較しやすいので、それを見せていただいているんですけども、その中身で、何点かお聞きしたいと思います。

委員会資料でいきますと、7ページですが、これは第2条の1項の中身ですけども、新たに「高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者」というのが加わってきますが、これは後期高齢者医療の対象になる人やというふうに、本会議でも説明があったかなと思います。これは、要するにちょっと確認なんですけれども、医療確保法が国会で決められて、この医療確保法の対象になる保険者というのを入れておかないと、この人たちが助成の対象に入らへんということになるということで、この条例の中にこの文言が入ったということで、私の理解が間違いないかということを確認したいと思います。このことによって、これまでと前条例の内容と対象者については、全く変わりがないということで間違いなかったでしょうか。

それから、同じく第2条の(1)の3行目のところで、「第3号又は第4号」に該当する者云々というところが、「第2号又は第3号」に変わっているんですけども、これを見ただけではわかりかねますので、この点の説明をいただきたいと思います。

以上です。

川端委員長 そしたら、4点について、答弁をお願いします。

古橋住民部保険年金課長 まず、1点目の500円、月2日程度というところですが、1

月1医療機関でご負担いただくのが、1,000円が限度となっております。1,000円でございますので、1回が500円でございますので、2日分で1,000円になるという形でございますが、程度といいますのが、500円に達してない一部負担金もございますので、程度と、必ずしも1回が500円ではないということでございます。

それと、1年間の負担の1割凍結でございますが、私どもも、それにつきましては決定というふうに理解をしております。それにつきましても、今、周知に向けて準備中ございまして、そういうふうな理解をいたしております。

それと、新旧対照表の高確法に基づく被保険者を入れるという部分でございますが、この部分につきましては、議員おっしゃられたとおり、ここにこの法律の対象者を入れないと、この条例で老人医療の助成は受けれないという形になりますことから、ここに対象者を入れております。

古谷福祉部地域福祉課長 4点目、私の方から簡単に説明させていただきますと、老人医療費の助成に関する条例の方で、ご指摘のとおり、第2条第1項第1号で改正しております。これの中身につきましては、11ページをご参照いただきたいと思います。今、ご指摘のあったところは、11ページの岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例のところを引用してきておるわけでございますが、ここで言う、第2条第2項第2号を削っておる関係で、号ずれが生じておりますので、それを引用した老人医療費条例の方も条文修正して、条例間の整合性を図っておるということでございます。

中原委員 今お答えいただいた中で、1年間の負担増の凍結に関して、周知の準備中であるということをお答えいただきましたけれども、周知については、どのような手だてを、いつごろの時期におとりになるお考えか、お示してください。

川端委員長 答弁をお願いします。

古橋住民部保険年金課長 負担区分の1割の凍結の部分につきましては、岬だよりで1月号に掲載をする予定でございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第121号「岬町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する件」について、
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第121号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案3件については、すべて議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、
委員の皆様方のご協力、よろしくお願いいたします。

これで厚生委員会を閉会いたします。

(午前11時02分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年12月11日

岬町議会

委員長 川 端 啓 子